インボイス制度に係る「2割特例」の適用に関する注意点 その2

~令和7年分における2割特例の適用判定には、注意が必要です~

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されました。 個人事業者の方が令和5年分の消費税計算をする際には、下記の点についてご注意してください。

インボイス制度の導入に伴い、令和5年10月1日より免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、令和5年分の申告については、免税事業者の期間(令和5年1月1日~令和5年9月30日)と課税事業者の期間(令和5年10月1日~令和5年12月31日)が混在します。

令和7年分における2割特例の適用判定は、免税事業者と課税事業者の期間が混在する令和5年分を基準期間として、この期間の課税売上高の合計額が1,000万円を超えるか否かで判定します。

2割特例の適用については、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は適用できませんので、 基準期間の課税売上高の計算には十分ご注意してください。

く免税事業者の期間と課税事業者の期間の課税売上高>

	課税売上高
免税事業者の期間	課税資産の譲渡等に伴って収受し、又は収受すべき金銭等の全額
課税事業者の期間	課税資産の譲渡等に伴って収受し、又は収受すべき金銭等の合計額に 110分の100等を乗じた金額

消費税計算の対象となるのは、あくまでも課税事業者の期間分のみですが、今後の令和7年分の消費税申告を行うにあたって、今回のタイミングで免税事業者の期間の課税売上高を計算しておくことにより、令和7年分の基準期間(令和5年)の課税売上高の計算が可能なります。それにより、2割特例が適用できるかどうかの判断ができます。

確定申告時期に集計計算を行っておくといいと思います。

